

川崎市公告第928号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

令和8年6月4日

川崎市長 福田 紀彦

道路事業の名称	臨港道路東扇島水江線整備事業
指定区間の 地名・地番	川崎区東扇島6番1の一部、6番2の一部、7番3の一部、7番4の一部、7番5の一部、7番6の一部、7番8の一部
幅員・延長	約6.65～16.4m × 約553m
指定番号 及び年月日	川崎市指令ま建指第502号 令和8年6月4日